

平成5年8月16日

長崎県警察本部訓令第17号

長崎県警察職員家族救慰金の授与に関する訓令

長崎県警察職員家族救慰金の授与に関する訓令（昭和47年長崎県警察本部訓令第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、警察職員（以下「職員」という。）の正当な職務執行に直接起因して、職員の家族が他人から危害を加えられた場合又は警察官駐在所（同一施設内に家族の居室を有する派出所を含む。以下「駐在所」という。）に勤務する警察官（以下「駐在所勤務員」という。）の家族で当該駐在所に同居している者（以下「駐在所同居家族」という。）が、当該駐在所勤務員が行うべき業務の補助的活動に従事中、被災した場合に、当該職員に対して家族災害救慰金（以下「救慰金」という。）を授与し、もって職員の救済、慰労及び士気の高揚に寄与することを目的とする。

（救慰金の授与）

第2条 救慰金は、警察本部長（以下「本部長」という。）が当該職員に授与する。

（救慰金の種類及び額）

第3条 救慰金の種類は、死亡救慰金、障害救慰金及び傷病救慰金とし、その額は別表のとおりとする。

（授与の要件）

第4条 救慰金は、次に掲げる場合に授与するものとする。

(1) 職員の家族が被った災害が次のいずれかに該当する場合

ア 職員の正当な職務執行に伴う怨恨による場合

イ 職員の正当な職務執行を妨害又はけん制する目的による場合

ウ 駐在所同居家族が、地理案内、遺失・拾得物及び事件・事故の届出への対応等の通常業務の補助並びに地域コミュニティー活動等の補助的活動（以下単に「補助的活動」という。）に従事中、被った場合

(2) 被害の程度が、次のいずれかに該当する場合

ア 死亡した場合

イ 身体障害（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に掲げる身体障害が残った場合）

ウ 負傷及び疾病等により療養を必要とする場合

(3) 被害者が、次のいずれかに該当する場合

ア 職員の職務執行に起因する被害者が、当該職員の配偶者、父母又は子である場合

イ 補助的活動に従事中の被害者が、当該駐在所勤務員と同居している家族である場合

(適用除外)

第5条 職員の職務執行に違法若しくは著しい不当行為が認められるとき若しくは駐在所同居家族の補助的活動に著しい不当行為が認められるとき又は救慰金を授与することがふさわしくないと認められたときは、救慰金は授与しないことができる。

(申請の手續)

第6条 所属長は、救慰金の授与を必要と認める事案が発生した場合は、家族救慰金授与申請書(別記様式第1号)に疎明資料を添えて本部長に申請するものとする。

(家族災害救慰金審査委員会)

第7条 救慰金の授与の適正を期するため、警察本部に家族災害救慰金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、救慰金の授与に関し必要な審査を行い、授与の要否及び授与額について本部長に具申するものとする。

3 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長には警務部長を、委員には次に掲げる職にある者をもって充てる。

警務課長

会計課長

監察課長

厚生課長

地域課長

4 審査委員会の審査は、持回り審査にすることができる。

(救慰金の決定)

第8条 本部長は、前条第2項の具申に基づき、救慰金の授与の要否及び授与額を決定するものとする。

(救慰金授与の方法)

第9条 本部長は、救慰金の授与及び授与額を決定したときは、救慰金授与通知書(別記様式第2号)を、所属長を経由して当該職員に交付するとともに、救慰金を授与するものとする。

(授与事務)

第10条 救慰金の授与に関する事務は、警務部警務課において行うものとする。

附 則

この訓令は、平成5年9月1日から施行する。